**教会強化特別資金運用規定**

**１　趣旨**

教区内の全ての教会が教区に与えられた宣教の拠点であり、その宣教の業の展開のために教区は教会と協力してその宣教の業を支援する。

教区内の礼拝の群れが宣教の拠点であるとの認識に立ち、協働する宣教の拠点を教区は支援する。

　教区はこの制度のために献げられた献金を宣教従事者の福祉充実のためではなく教会の宣教強化のために優先的に用いる。

**２ 原資**

　この資金は、日本基督教団の伝道資金、東中国教区内の教会・伝道所等の献金並びに経常会計及び教会強化特別資金からの繰入金、その他を原資とする。

**３　支援対象事業**

1. 礼拝堂（礼拝場所）の整備並びに用地取得に関する支援事業

総事業費の半額、但し上限を１００万円とする。なおこの申請は地区の協議を経たものとする。

1. 牧師館整備に関する支援事業

総事業費の半額、但し上限を１０万円とする。なお事業が重複しない場合においては複数回の申請も受け付けることとする。

1. 礼拝支援に関する支援事業

特別礼拝におけるオルガニストを派遣する。経費申請については**別記１**

1. 教師派遣に関する支援事業

　　　 現行の教会伝道支援事業実施要項を援用する。

1. 宣教支援に関する支援事業
2. 教区は教会の宣教活動を安定化させるために教会と協力し宣教従事者（教師及び信徒伝道者）を財政支援する。基準額については**別記２**
3. 申請者は原則として複数教会の礼拝の群れの牧会伝道に従事する者であり、年齢は６５歳を越えないものとする。
4. 地区の協議を経ての申請とする。
5. 宣教従事者の赴任費用に関する支援事業

経費の半額、但し上限を１０万円とする。

**４　執行**

1. 申請

事業開始の３か月前に書類を整え教区に提出することとし、なお、特別な事情及び緊急を要する場合は教区に相談できる。

２）審査

「教会強化特別資金運用特設委員会」を常置委員会のもとに設置し、上述委員会は申請案件を審査し常置委員会に議案として提案する。常置委員会は上述委員会の提案を審議する。

３）執行

常置委員会の承認の後すみやかに執行する。

**別記１**

　派遣交通費は教会伝道支援事業実施要綱に準じ、オルガニストへの謝礼は5,000円とする。

**別記２**

1. 申請者の経験及び年齢は問わず一律とする。
2. 牧師館を整備している教会に赴任する宣教従事者の支援基準額を年額３０１万円とし、教会から支給される謝儀収入額の合計の差額を交付する。なお、当該教会以外から謝儀指定の献金は謝儀収入に加算するものとする。基準額の積算は月額21.5万円、賞与年2か月分。
3. 牧師館を整備していない教会に赴任する宣教従事者に対し、月額3.5万円を別途交付する。

**付記**

新規定の運用により急激な財政的変化は教会の宣教を弱めるとの観点から、教会強化費牧師謝儀助成の2022年度受給教会に対しては経過措置を2年とし、移行1年目は2022年度実績の交付とし、移行2年目は2022年度実績の半額の交付とする。

教会強化特別資金運用規定

2022年5月23日　第71回日本基督教団東中国教区総会において改定